



鳥取県公報

平成14年 3月22日(金)
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

<p>条 例 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（1） （議会事務局総務課）.....</p>	1
--	---

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、厳しい雇用環境に直面する県民の痛みを共有するとともに、県財政の健全化に資するため、鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例について定めることとした。

2 報酬の額の特例（第2条関係）

鳥取県議会議員の受ける報酬の月額を、次に掲げるとおりとすることとした。

- (1) 議 長 960,000円 × (1 - 0.07) = 892,800円
- (2) 副議長 835,000円 × (1 - 0.06) = 784,900円
- (3) 議 員 780,000円 × (1 - 0.05) = 741,000円

3 期末手当の額の特例（第3条関係）

鳥取県議会議員の受ける期末手当の額は、2に掲げる報酬の月額を基礎として算出した額とすることとした。

4 施行期日等

- (1) この条例は、平成14年 4月 1日から施行することとした。
- (2) この条例は、平成17年 3月31日限り、その効力を失うこととした。

条 例

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例をここに公布する。

平成14年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第1号

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、厳しい雇用環境に直面する県民の痛みを共有するとともに、県財政の健全化に資するため、

鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額を減ずる特例について定めるものとする。

(報酬の額の特例)

第2条 鳥取県議会議員の受ける報酬の月額、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)別表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 議長 $960,000円 \times (1 - 0.07) = 892,800円$

(2) 副議長 $835,000円 \times (1 - 0.06) = 784,900円$

(3) 議員 $780,000円 \times (1 - 0.05) = 741,000円$

(期末手当の額の特例)

第3条 鳥取県議会議員の受ける期末手当の額は、前条に掲げる報酬の月額を基礎として、特別職の職員の給与に関する条例第2条第3項の規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。